

## 風水害による発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意準備	1) 連続雨量が次項4に定める <u>注意準備対象雨量</u> に達した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が必要と判断した場合
注意体制	1) 連続雨量が次項4に定める <u>注意体制対象雨量</u> に達した場合 2) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫注意情報」(警戒レベル2相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路対策本部長が必要と判断した場合
警戒体制	1) 連続雨量が次項4に定める <u>警戒体制対象雨量</u> に達した場合 2) 道路災害により通行規制を行う必要がある場合 3) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫警戒情報」(警戒レベル3相当)「はん濫危険情報」(警戒レベル4相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制 B	1) 連続雨量が次項4に定める <u>非常体制対象雨量</u> に達した場合 2) 通行止が発生した時または緊急事態が予測される場合 3) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫発生情報」(警戒レベル5相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 4) 強風により通行規制を行う必要がある場合 5) 対策部長が必要と判断した場合 6) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制 A	1) 重大かつ大規模な被害が発生し、交通が途絶した場合 2) 国又は和歌山県(紀南管内)の管理する河川の「はん濫発生情報」(警戒レベル5相当)が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合 3) 強風により通行規制を行う必要がある場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が必要と判断した場合

## 地震による発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 管内に <u>震度4</u> の地震が発生した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に <u>震度5弱</u> の地震が発生した場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が必要と判断した場合
非常体制	1) 管内に <u>震度5強以上</u> の地震が発生した場合 2) 地震による重大かつ大規模な災害が発生した場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路対策本部長が必要と判断した場合

「管内」とは、国道42号及び紀勢自動車道が通っている以下の地域とする。

御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、新宮市、紀宝町

田辺工作班の管内は、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町

串本工作班の管内は、白浜町、すさみ町、串本町

新宮工作班の管内は、串本町、那智勝浦町、太地町、新宮市、紀宝町

紀勢線工作班の管内は、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町とする。

## 津波による発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 管内に <u>津波注意報</u> が発表された場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に <u>津波警報</u> が発表された場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 管内に <u>大津波警報</u> が発表された場合 2) <u>津波による通行止め</u> を行った場合 3) <u>津波による重大な被害</u> が発生した場合 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路対策本部長が指示した場合

### 【地震災害時の体制区分】

1. テレビ、防災無線等による地震・津波等の速報により、地震及び津波による発令基準のどちらか、または両方が該当した場合、重大な体制を優先するものとする。

## 道路災害による発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 道路災害により、 <u>通行規制の恐れがある場合</u> 2) 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	1) 道路災害により、 <u>通行規制が予期される場合</u> 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制B	1) 道路災害発生により、 <u>通行規制が発生した場合(片側交互通行含む)</u> 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合
非常体制A	1) 道路災害発生により、 <u>大規模または、多数の道路災害が発生した場合</u> 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合